

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

○予算案額の状況

	20年度予算額	21年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,627億円	9,815億円	2.0%
一般会計	9,038億円	9,105億円	0.7%
特別会計	589億円	711億円	20.5%
年金特別会計			
児童手当勘定	458億円	560億円	
うち児童育成事業費	458億円	560億円	22.4%
労働保険特別会計	132億円	151億円	13.8%
労災勘定	8億円	8億円	△5.2%
雇用勘定	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《686, 825百万円→687, 738百万円》

(1)すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55, 122百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38, 800百万円

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充

10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充

197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供

55,111百万円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。

【1,000億円(文部科学省分を含む。)】

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23, 453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

252, 300百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84, 871百万円→92, 624百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

87, 720百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38, 800百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

82, 221百万円

・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○ 社会的養護体制等の推進のための施設整備

5, 033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 306百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2, 744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

166, 502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要な資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18, 434百万円→19, 301百万円》

(1) 不妊治療への支援等

4, 620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

【651億円】

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

(1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算案において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。【制度要求】

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1, 393百万円→1, 690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案)

(雇用均等・児童家庭局所管分)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1. 3億円

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1. 3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔修業期間の最後の1／3の期間（上限12か月）
→ 修業期間の後半1／2の期間（上限18か月）〕

○出産・子育て支援の拡充

2, 441億円

1 子育て支援サービスの緊急整備

1, 000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金（仮称）」を創設する。（文部科学省分を含む。）

2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

3 安心・安全な出産の確保（妊婦健診公費負担の拡充）

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。（制度要求）